

鳴沢村景観計画



平成27年10月

目次

序章	鳴沢村らしい景観形成を目指して	3
1.	鳴沢村らしい景観の形成に向けて	3
2.	景観計画策定の背景と目的	4
(1)	計画策定の背景	4
(2)	計画の目的	4
3.	景観計画の位置づけと期間	5
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	計画の期間	5
4.	景観計画の区域	6
5.	景観計画の構成	7
第1章	鳴沢村の景観特性と課題	9
1.	鳴沢村の概況	9
2.	鳴沢村の景観特性	10
(1)	自然景観	10
(2)	農村景観	12
(3)	リゾート景観	12
(4)	歴史文化的景観	13
3.	景観形成に向けた主要課題	14
第2章	鳴沢村の景観形成の方針	17
1.	基本方針	17
(1)	基本理念	17
(2)	景観形成の基本目標	18
(3)	鳴沢村の目指す景観構造	19
2.	景観形成方針	24
3.	景観形成推進ゾーンの方針	25
(1)	景観形成推進ゾーンの選定	25
(2)	景観形成推進ゾーンの景観形成方針	26
第3章	良好な景観形成のための行為の制限	28
1.	行為の制限に関する基本的な方針	28
(1)	基本的な考え方	28
(2)	景観計画で定める事項	29
(3)	建築物等の行為制限に関する基本的な方針	34
2.	景観形成地域ごとの行為の制限事項	35
(1)	暮らし・リゾート景観形成地域	35
(2)	山岳景観形成地域	41

第4章 景観資源等の魅力を高めるために	48
1. 景観上重要な建造物や樹木について	48
(1) 基本的事項	48
(2) 指定に関する事項	48
2. 景観上重要な公共施設等について	49
(1) 基本的事項	49
(2) 指定に関する事項	49
(3) 整備に関する事項	50
(4) 占用許可等の考え方	55
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について	56
(1) 基本的事項	56
(2) 行為の制限に関する事項	56
第5章 景観計画の推進に向けて	58
1. 協働による景観づくりの考え方	58
2. 景観計画の推進に向けた施策	60
(1) 景観に対する村民等の意識の醸成	60
(2) 行政の体制や仕組みの充実	60
(3) 協働による先導的な景観づくりの推進	61
(4) 景観計画の見直し	63

序章 鳴沢村らしい景観形成を目指して

1. 鳴沢村らしい景観の形成に向けて

鳴沢村は、世界文化遺産に登録された富士山の山頂から広大な富士の裾野、青木ヶ原樹海と豊かな自然景観、ゴルフ場やスキー場がある観光地としてのリゾート景観、足和田山にある紅葉台展望台からの富士山や樹海を望む眺望景観など、村全体の地勢や個性を明瞭に感じ取ることのできる景観を擁しています。

こうした鳴沢村の個性ある景観は、本村特有の地形や風土のなかで暮らしてきた先人たちの知恵と暗黙の秩序によって、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

しかし、近年、豊かな暮らしを享受できるようになった一方で、こうした地域づくりの秩序が薄れ、これまで培われた貴重な自然や歴史を感じさせる風景の喪失が懸念されています。

鳴沢村の景観をもう一度見つめ直すことは、先人たちによって培われた文化や風土を尊重し、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたらすとともに、村の個性と魅力を高め、観光などの地域活力の源や交流を醸成し、鳴沢村の将来を担う子どもたちの豊かな感性を育むことにも繋がります。

このため、鳴沢村らしい景観を村民の共有財産として次世代に継承するため、景観法の活用や景観計画の策定はもとより、村民、事業者、行政それぞれが景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任を持ち、景観づくりに継続的に取り組むこととします。



▲鳴沢村全景

2. 景観計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「景観計画」は平成16年6月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民等の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で「景観法」を根拠とする景観計画への取り組みが進められています。山梨県内でも、本村をはじめ、多くの自治体が景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

本村の景観形成については、これまで「鳴沢村第4次総合計画（前期計画）」（平成19年3月）、「鳴沢村第4次総合計画（後期計画）」（平成24年3月）を策定し、この中においても一定の方向性を示してきたところです。

こうした背景のもと、本村は平成23年12月1日に「景観行政団体」になったことを契機として、鳴沢村景観計画の策定及び景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

(2) 計画の目的

鳴沢村景観計画は、景観形成に関する基本的な考え方や方針、基準等を明らかにし、鳴沢村らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、村民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針をつくり、良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。

■計画の特徴

●鳴沢村の景観形成に関する総合的な計画です

景観計画は、景観法に基づいて鳴沢村が定める計画で、本村の景観形成に関する総合的な計画となるものです。本村の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

●広く村民意見を反映して策定する計画です

景観計画の策定にあたっては、広報やホームページによる計画案の公表、住民説明会（意見公募手続）の実施など、広く村民意見の反映を図ります。

●村民・事業者、来訪者、行政等の協働の指針となります

景観計画に定める内容は、本村の良好な景観形成を推進していくための村民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針（ガイドライン）となるものです。

* 景観行政団体とは、景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。政令指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になりますが、その他の市町村も都道府県に代わって景観行政団体になることができます。

3. 景観計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

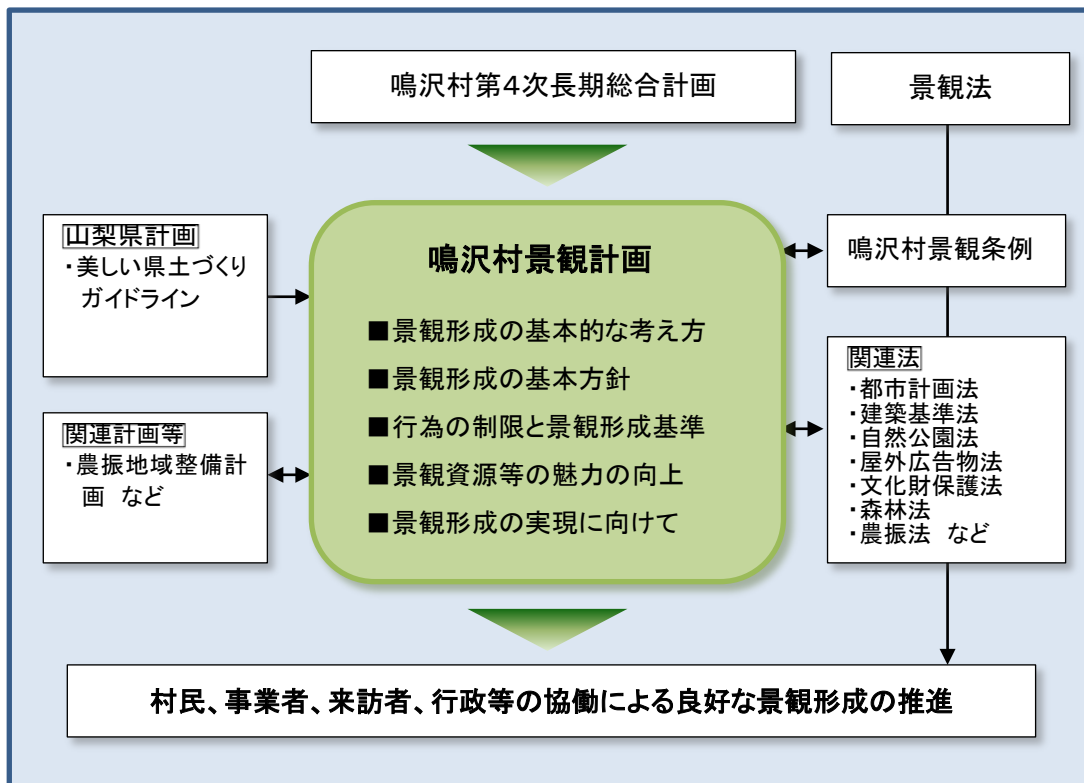
「鳴沢村景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「鳴沢村第4次長期総合計画」（平成24年3月）に則した、本村の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、村民が行う景観形成活動や、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令等とも連携を図ります。

こうした総合的な施策推進により、村民、事業者、来訪者、行政等との協働による景観形成を推進していきます。

■「鳴沢村景観計画」の位置づけ



(2) 計画の期間

景観形成には、長い時間を要することから目標年次は定めません。しかし、方針等の景観形成に関する基本的事項については、上位・関連計画等の改定、国や山梨県の景観施策変更等や、今後の村民ニーズや本村をとりまく社会・経済環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、内容を充実する成長型の計画として運用することとします。

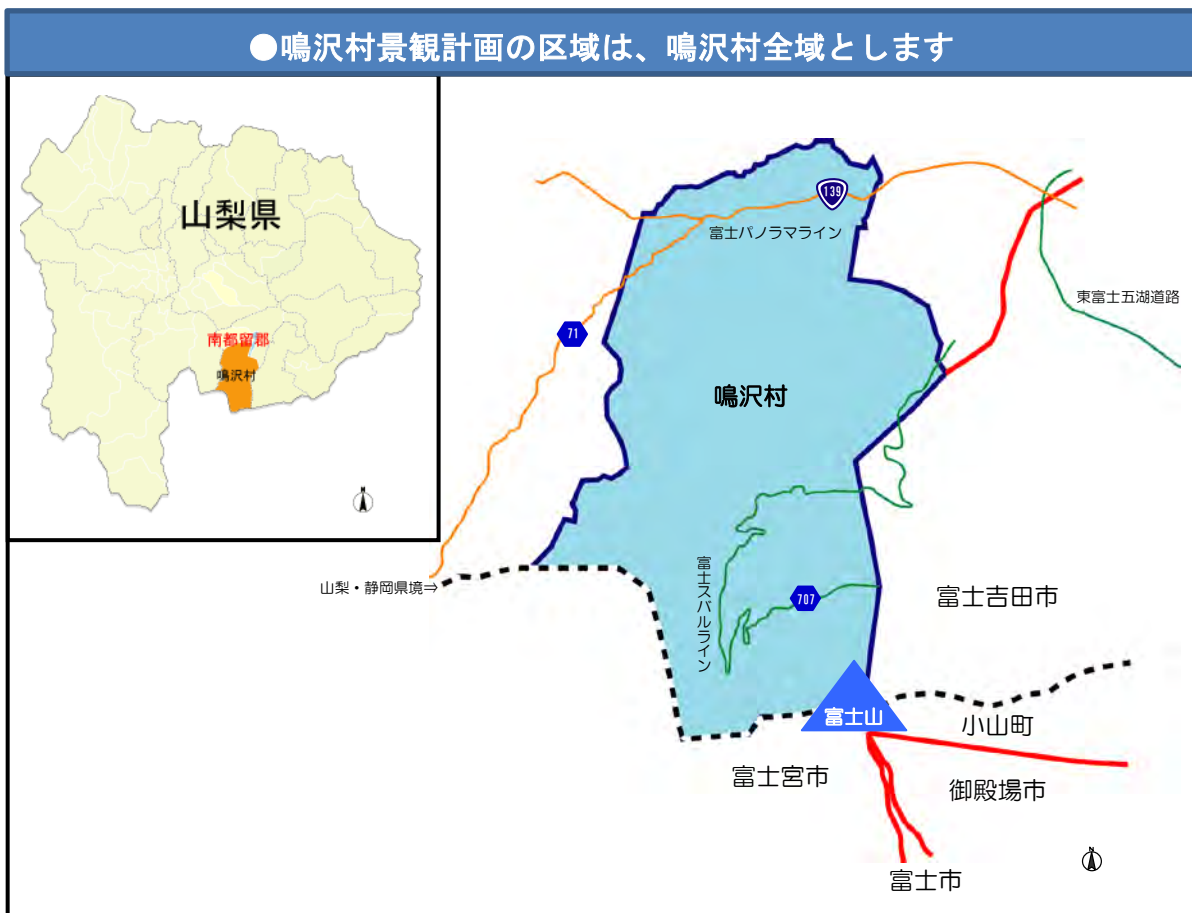
4. 景観計画の区域

国道139号の集落付近から富士山山頂まで、約2,800mにもおよぶ標高差を誇る鳴沢村の地形は起伏に富んでいます。

鳴沢村の景観は、こうした地形構造と地形に即した土地利用を基調に、富士山及び足和田山等の山岳景観、良好な眺望景観、ゴルフ場やスキー場などのリゾート景観、農村里山景観、歴史文化的景観といった多様な景観が相互に重なり合っています。

景観計画の区域については、こうした本村の景観の特性と今後の景観行政の運用を考慮し、村域全体を景観計画区域とし、必要な景観形成方針等を定めます。

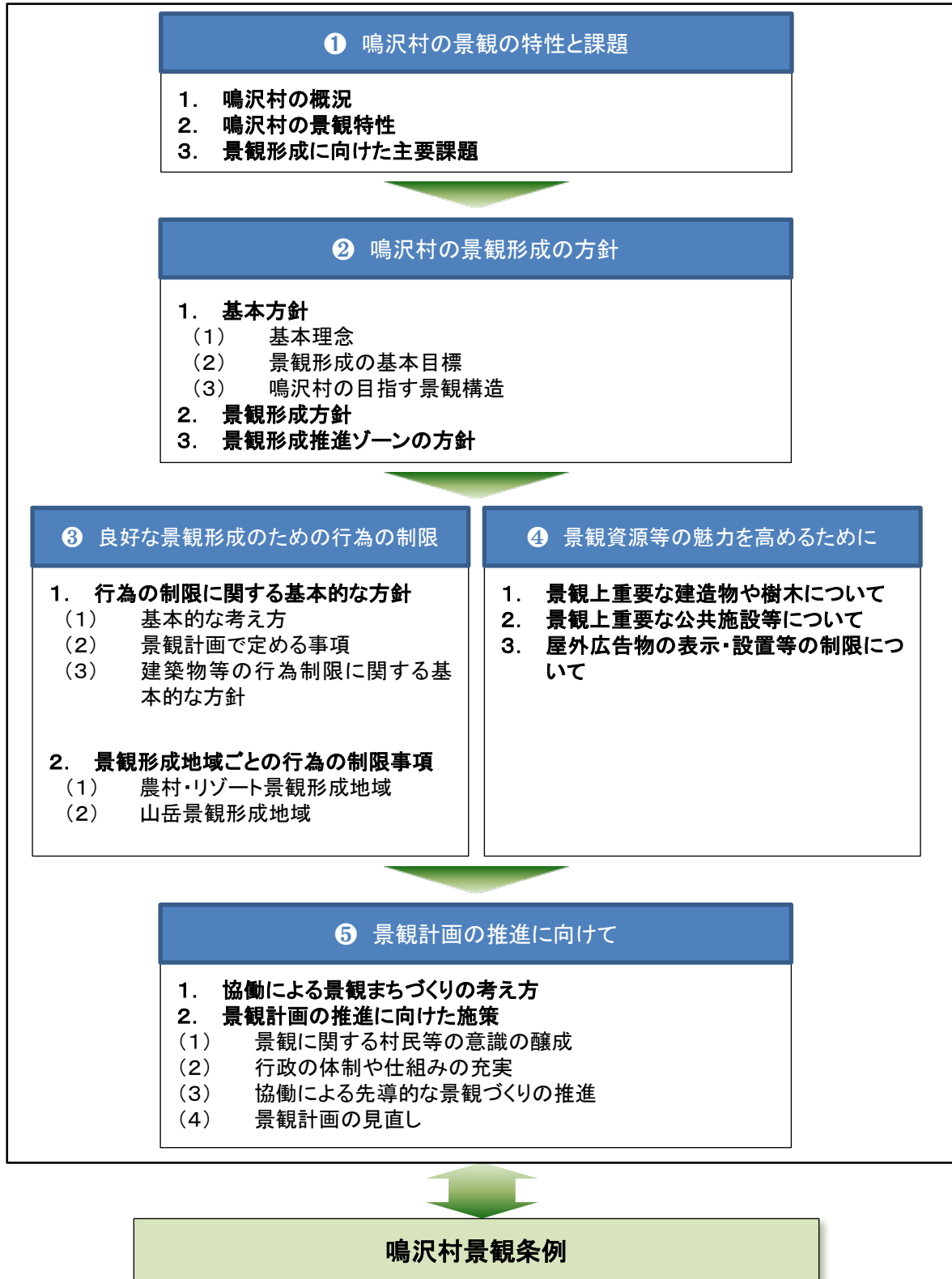
また、本計画では、景観計画区域の中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべきゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、施策の方向を示していきます。



5. 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、本村独自で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく5つの内容で構成します。

■鳴沢村景観計画の構成（案）



第1章 鳴沢村の景観特性と課題

第1章. 鳴沢村の景観特性と課題

1. 鳴沢村の概況

鳴沢村は富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する山梨県の南端に位置しています。東は富士吉田市、北西は富士河口湖町にそれぞれ接しています。集落付近は標高900mから1,000mの高冷地で、鳴沢村北部にある鳴沢及び大田和の2つの集落と南部にある別荘地とで形成されています。

村域の形状はほぼ長方形で、東西8km、南北14.5kmと南北に長く、面積は89.56km²となっています。

また、北緯35度、東経138度線上に位置し、世界地図でみると北緯35度線上には地中海が位置しています。

交通面では首都圏100km圏内にあり、新宿へは中央自動車道利用で1時間30分で到達でき、東海道の富士市、沼津市まで1時間強の距離にあります。村の北縁を東西に走る国道139号他市町村と連絡する広域道路として重要な役割を果たしています。

村の総面積89.56km²のうち9割近くが山林原野で占められています。

村内全域が富士箱根国立公園地域に入っており、自然景観の保全に関する諸施策が講じられてきました。

村の集落は、足和田山南麓のしぼり水に依存していたために、2集落（鳴沢地区・大田和地区）に発達した密集型集落の構成を成しています。

農用地の多くは、標高1,000mという高地と、冷涼多雨の気象条件により、高原野菜の栽培に利用されています。

本村は、富士山の裾野に位置しており、富士山山頂から集落付近まで標高差約2,800mあり、富士山とその裾野に展開する青木ヶ原樹海や、原生林、ゴルフ場やスキー場などのリゾート地、高原野菜用畑など、四季折々に異なる表情をみせる美しい景勝地となっています。



▲鳴沢村生き生き広場からの富士山

2. 鳴沢村の景観特性

(1) 自然景観

① シンボル景観である富士山の景観

富士山は、村内のいたるところから眺めることができ、日本一の高さ、広大な裾野をもつ均整のとれた美しい山容は、本村のシンボル景観となっています。

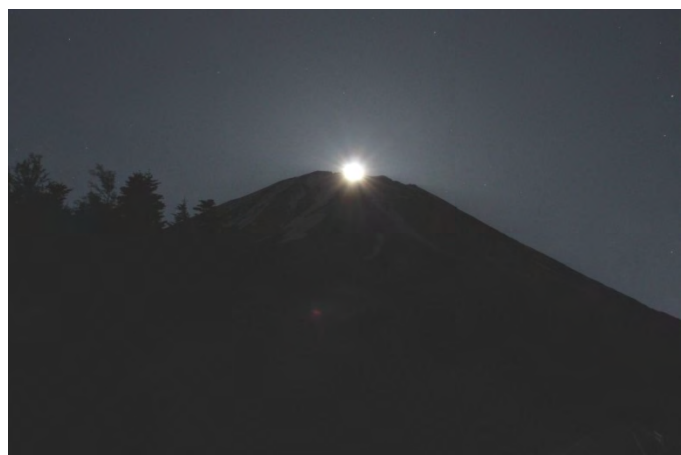
富士山の主要な眺望場所としては、富士山や青木ヶ原樹海が一望できる展望台があり、360度のパノラマが広がる紅葉台や、三湖台、五湖台、富士スバルライン五合目の手前標高2,400m付近の森林限界点にある丈の低いカラマツやシャクナゲが自生する天然の庭園のような富士山御庭、標高2,200m付近にある迫力の溶岩、風雪に耐え矮小化したコメツガやカラマツがある富士山奥庭、別名「シャクナゲ街道」とも呼ばれている富士山御中道、満月の夜にはパール富士を眺望できる幸助山、富士山を何も遮るものがない広さ24,000㎡もある芝生の鳴沢村生き生き広場、道の駅なるさわの展望台など、多彩な富士山の眺望場所が村内に広く分布しています。

■ 富士山の優れた眺望場所

- 紅葉台、三湖台、
五湖台（足和田山）
- 富士山御庭、富士山奥庭、
富士山御中道
- 幸助山（パール富士）
- 鳴沢村生き生き広場、
道の駅なるさわ



▲ 紅葉台展望台からの富士山



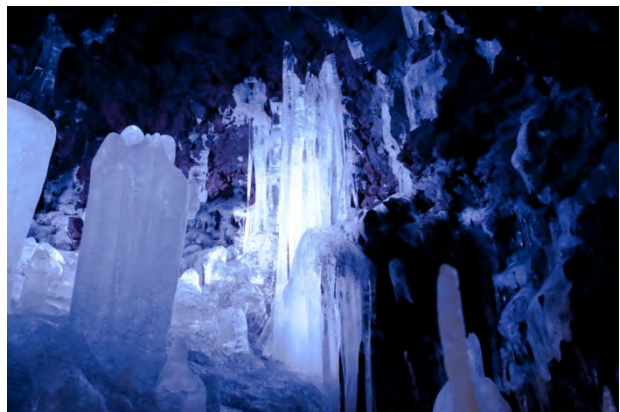
②広大な原生林がつくる樹海景観

本村の南西部一帯の富士山の溶岩の上に広がる青木ヶ原樹海は、首都圏の近傍にありながらも広大な面積を有する原生林として希有な存在です。ほとんど開発の手が入っていないことから、多様な動植物の生息場所ともなっており、世界に誇れる自然景観となっています。

また、樹海周辺には、鳴沢氷穴、国の特別天然記念物に指定された鳴沢の溶岩樹型、コウモリ穴、大室洞穴、軽水風穴、溶岩球がある背負子風穴など、富士山の噴火と密接な関わりのある特異な自然景観が多くみられます。



▲青木ヶ原樹海



▲鳴沢氷穴

③四季を彩る森林景観

本村は、総面積89.56km²のうち9割近くが山林原野を占めており、山岳景観とともに、本村の自然景観の主な構成要素となっています。

森林は、青木ヶ原樹海の天然林をはじめ、アカマツ、スギ、カラマツ、モミ等の針葉樹林、ナラやカエデ等の広葉樹林など、多様な林相からなっています。

こうした森林は春の新緑、夏の濃緑、秋の紅葉、冬の落葉など、四季折々に風景の変化をつくり出しています。



▲秋の風景



▲冬の風景

(2) 農村景観

本村は、河川・湖沼といった水辺の景観はありませんが、富士山や足和田山などの山々を背景に集落地と一体となって、のどかな農村景観が広がっており、本村の景観の特色のひとつとなっています。

しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により農地は減少し、耕作放棄地も増加する傾向にあります。



▲高原野菜用畑

(3) リゾート景観

本村には、ゴルフ場、スキー場など雄大な富士山の眺望を望みながらアウトドアスポーツが楽しめる施設や温泉施設など様々な観光施設があります。

また、国道139号南側に位置する広大な別荘地を有し、避暑地や週末の田舎暮らしとして利用されています。



▲ゴルフ場

(4) 暮らしの景観

本村の主要道路である国道139号沿道には、公共施設をはじめガソリンスタンド、道の駅、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の商業施設があり、その周辺には、民家が集積しています。



▲国道139号沿いを中心とした暮らしの景観

(5) 歴史文化的景観

鳴沢氷穴をはじめ溶岩樹型や溶岩球など、富士山の噴火により形成された貴重な遺産や神社や道祖神など、地域の歴史や成り立ちを伝える資源が数多く残されており、本村の特徴的な景観となっております。



▲八幡神社での秋祭り

3. 景観形成に向けた主要課題

鳴沢村の景観の現状、特性や景観形成に関する動向などを踏まえ、今後の景観形成に向けた主要課題を次のように整理します。

① 世界文化遺産である富士山をはじめ豊かな自然景観や眺望景観を守り活かすこと

世界文化遺産である富士山や足和田山などの山岳景観、多彩で優れた眺望景観、四季折々に変化する森林景観などは、村民共有の大切な資産です。

これらを損なうことのないよう、郷土の基調となる風景として厳正に保全するとともに、身近に親しみ、ふれあうことでその価値や魅力を再認識し、高めていく必要があります。

【配慮すべき主な視点】

- 標高差のある地形構造を尊重し、景観に配慮すること
- 森林の維持管理と保全、再生に努めること
- 良好なビューポイントの魅力を高めること
- 山岳の美しい稜線を守ること
- 国立公園の自然保護や適正な利用を推進するため、村民、行政、ボランティア団体等の連携し、美化清掃活動等の取り組むこと

② 先人たちに育まれた鳴沢村特有の風景や郷土景観を継承し、活かすこと

農山村集落景観や歴史文化的景観など、地域に永い年月をかけて育まれた特色ある景観がみられます。

このような脈絡と育まれてきた風景を次世代に継承するとともに、鳴沢村らしさを表す景観として活かす必要があります。

【配慮すべき主な視点】

- 農の風景を維持・保全し、農の交流を育むこと
- ふるさとの原風景となる農山村集落景観を守り・育むこと
- 神社や溶岩樹型などの歴史文化的な遺産の風景を守り・活用すること

③ もてなしの場を育み、地域が元気になる風景づくりを進めること

世界に名高い霊峰富士があるこの地域は日本有数の観光地のひとつであり、多くの来訪者が訪れます。

良好な景観を維持・創出していき観光振興につながるようイベントやホームページ等を活用し、地域の魅力を発信していく必要があります。

【配慮すべき主な視点】

- 収穫祭や農業体験、新たな観光農業など農を介した交流を進めること
- 多様な観光資源を結びつける観光ルートや景観ルートを創出すること
- 本村の景観の魅力を多くの村民や来訪者に知ってもらうこと
- 景観の魅力の発信・PRを工夫し、充実すること
- 祭りや伝統芸能・行事を継承すること

④ 鳴沢村らしい景観形成のための一定のルールづくりを進めること

景観づくりは、地域に住む村民の様々な営みにより支えられ、多くの人の理解と協力なしでは成し得ることはできません。

良好な景観を維持・創出するためにも、景観を阻害する要因について少しずつ改善を図るとともに、建築や開発等に対しての一定のルールに基づく規制・誘導が望まれます。

【配慮すべき主な視点】

- 公園や公共建築物等の公共施設については、率先して景観に配慮した整備を進めること
- 大規模な土木構造物や工作物等については、周辺景観と調和するよう景観誘導を図ること
- 景観に対する配慮やマナーの向上を図ること
- 景観についての地域の申し合わせや一定のルールを確立すること
- 地域の創意工夫により景観を妨げる要因を改善すること

⑤ 景観への意識を向上し、みんなが協働で景観を育む仕組みをつくること

景観を育むためには、まず地域に住む一人ひとりが、地域の景観を知ることから関心を高め、意識を向上することが大切です。そして、身近な景観を想う気持ちを共有し、手を携えて地域から発信し、行動していくことが重要となります。

また、村民、事業者、来訪者、行政などの各々の主体による責任と連携により、景観づくりに取り組む気運を高めていくこと、さらには、協働により実践していく仕組みづくりが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- 景観に対する関心や意識を高めること
- 地域が主体となった景観づくりを進めること
- 村民の自発的な景観づくり活動を支える仕組みをつくること（景観づくりに関わる機会と場づくり、助成、支援の仕組みづくり、協働による維持管理の仕組みづくりなど）
- 景観づくりに対する行政の体制や仕組みを充実すること（景観に関する窓口、行政の推進体制や関係機関との連携など）

第2章 鳴沢村の景観形成の方針

第2章 鳴沢村の景観形成の方針

1. 基本方針

(1) 基本理念

景観形成に向けた課題を踏まえ、景観形成に向けた基本理念を次のように設定します。

■基本理念



鳴沢村は、富士五湖地域のほぼ真ん中に位置し、富士山とその裾野に展開する青木ヶ原樹海や、原生林などの自然景観、ゴルフ場やスキー場などのリゾート景観、高原野菜用畑がある農村景観など、四季折々に異なる表情をみせる美しい景勝地となっています。

しかし、宅地や道路等の開発、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄、手入れがされず放置されている森林や畑の増加等により、本村の素晴らしい景観が徐々に失われつつあります。

今こそ、私たちの郷土の景観を見つめ直し、豊かな自然景観を基調として、多様な景観資源の芽を育て、交流を育みながら、地域活性化を図っていく景観形成を基本理念として掲げます。

(2) 景観形成の基本目標

基本理念に基づいて、本村の景観形成を図るため、次のような景観形成の基本目標を設定します。

■景観形成の基本目標

●富士山麓の豊かな自然と調和した潤いとやすらぎのある景観を保全・継承します

本村の象徴的な景観である富士山の眺望を形成している山地や青木ヶ原樹海等の豊かな自然を厳正に保全し、後世に継承します。

●質の高いリゾート地として、来訪者をもてなす景観を形成します

優れた眺望場所、魅力的な景観スポットなどの質を高め、日本有数の観光地として名高い富士山地域としてふさわしい景観づくりを目指します。

●歴史・文化と暮らしが調和した景観づくりを進めます

高原野菜用畑と住宅による農村風景と神社や溶岩樹型などの歴史的・文化的景観を調和し、快適な生活空間を創出します。

●みんなで守り・育む協働による景観づくりを進めます

本村の美しい景観を保全し、良好な景観形成を推進していくためには、行政だけではなく、村民、事業者、来訪者など多くの人々が協働する必要があります。

そのためにも、まず一人ひとりが景観に対する関心を高めることが何よりも大切です。地域の風景を想う心を育み、鳴沢村らしい景観を後世に継承できる景観づくりを目指します。

(3) 鳴沢村の目指す景観構造

①鳴沢村の景観構造の特徴

■ 4つの景観エリア

本村は、国道139号周辺から南部の富士山山頂と北部の足和田山山頂に向けて段階的に標高が高くなる地形となっており、この地形構造から、大きく次の4つの景観エリアに区分することができます。

●富士山麓景観エリア

富士山山頂から五合目付近にある富士山御庭、富士山奥庭、富士山御中道など、大自然の中の庭園景観や青木ヶ原樹海の森林景観が広がっているエリア。

●足和田山景観エリア

紅葉台、三湖台、五湖台と富士山や青木ヶ原樹海などの周辺を眺望できるスポットや、東海自然歩道がある自然豊かなエリア。

●暮らしエリア

国道139号沿いを中心に南北に広がる農山村集落。国道139号沿いには商業施設が多くみられ、その周辺には住宅や高原野菜用畑が広がるエリア。

●観光・リゾートエリア

富士山の眺望に優れたゴルフ場やスキー場などの観光施設や別荘地が広がるエリア。

■地形・土地利用からみた景観構造



②鳴沢村が目指す景観構造

富士山の眺望、それを取り囲む豊かな自然景観を今後とも保全・継承することを基本に、多彩で魅力的な景観拠点を育てるとともに、景観拠点や景観資源を有機的につなげることにより、村全体の景観構造の構築を目指します。

●豊かな自然や地形構造に配慮した景観形成を図る

本村の象徴的な景観である富士山の眺望を大切に守るため、周辺の山地や青木ヶ原樹海等の富士山の景観を形成している豊かな自然を厳正に保全し、景観を損なうことのないよう豊かな自然や特徴的な地形構造に配慮した景観形成を目指します。

●景観エリアの特性を活かす

地形構造は景観の土台となっており、地域固有の景観は、地形構造と人々の永い営みの歴史の中で築かれたものです。

本村の景観構造を維持・向上していくためにも、この4つの景観エリアの特性を大切にし、それぞれの景観的魅力を伸ばしていくことで、本村の景観構造を形成していくことを目指します。

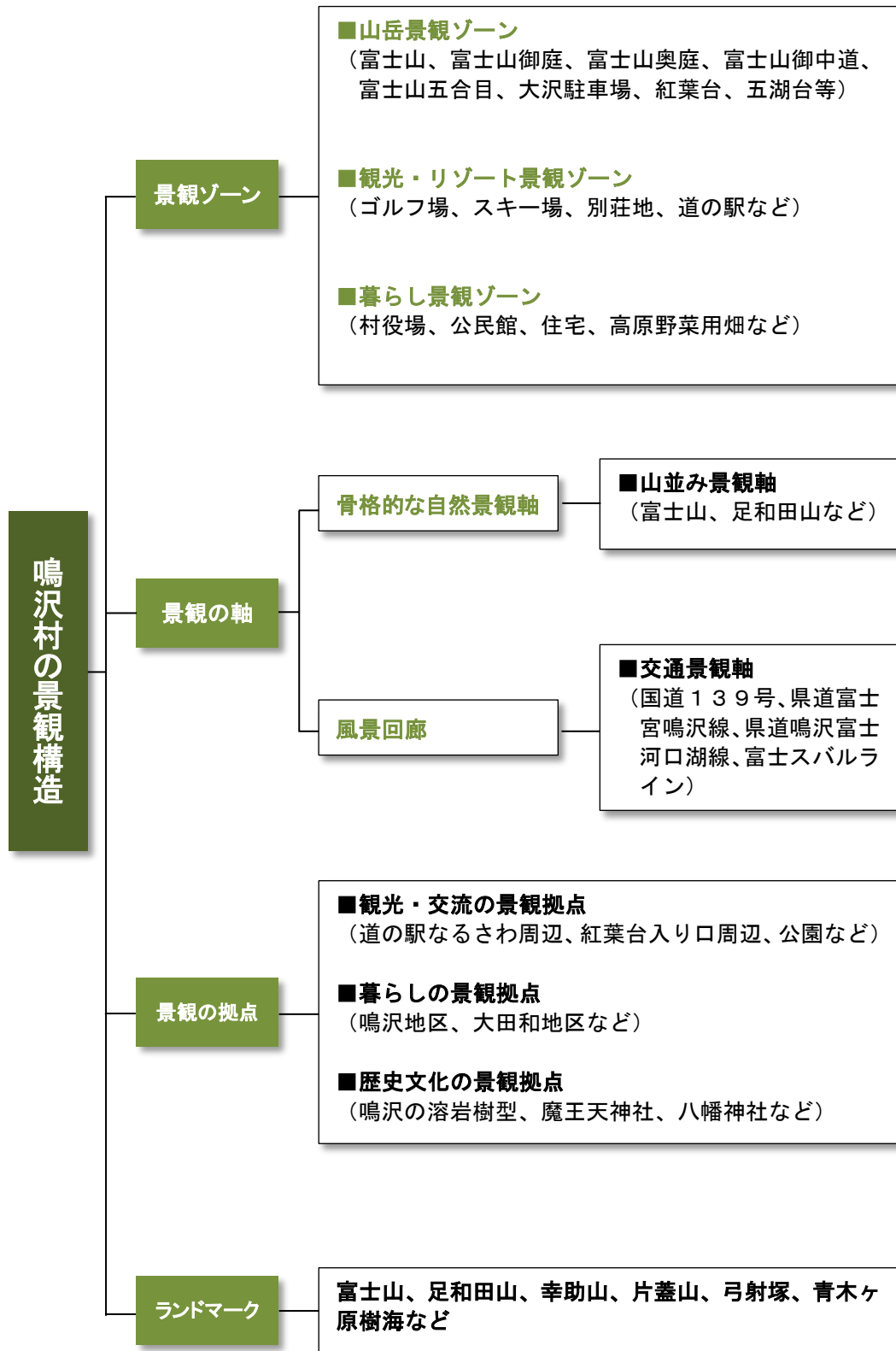
●景観拠点や景観資源を有機的に結ぶ風景回廊を創出します

多くの人々が、富士山などの豊かな自然景観、優れた眺望景観、農村景観、歴史文化的景観など、風景の魅力を親しみ、楽しめるよう、多彩な景観拠点や景観資源を有機的に結び、村を回遊する景観ネットワーク「風景回廊」の創出を目指します。

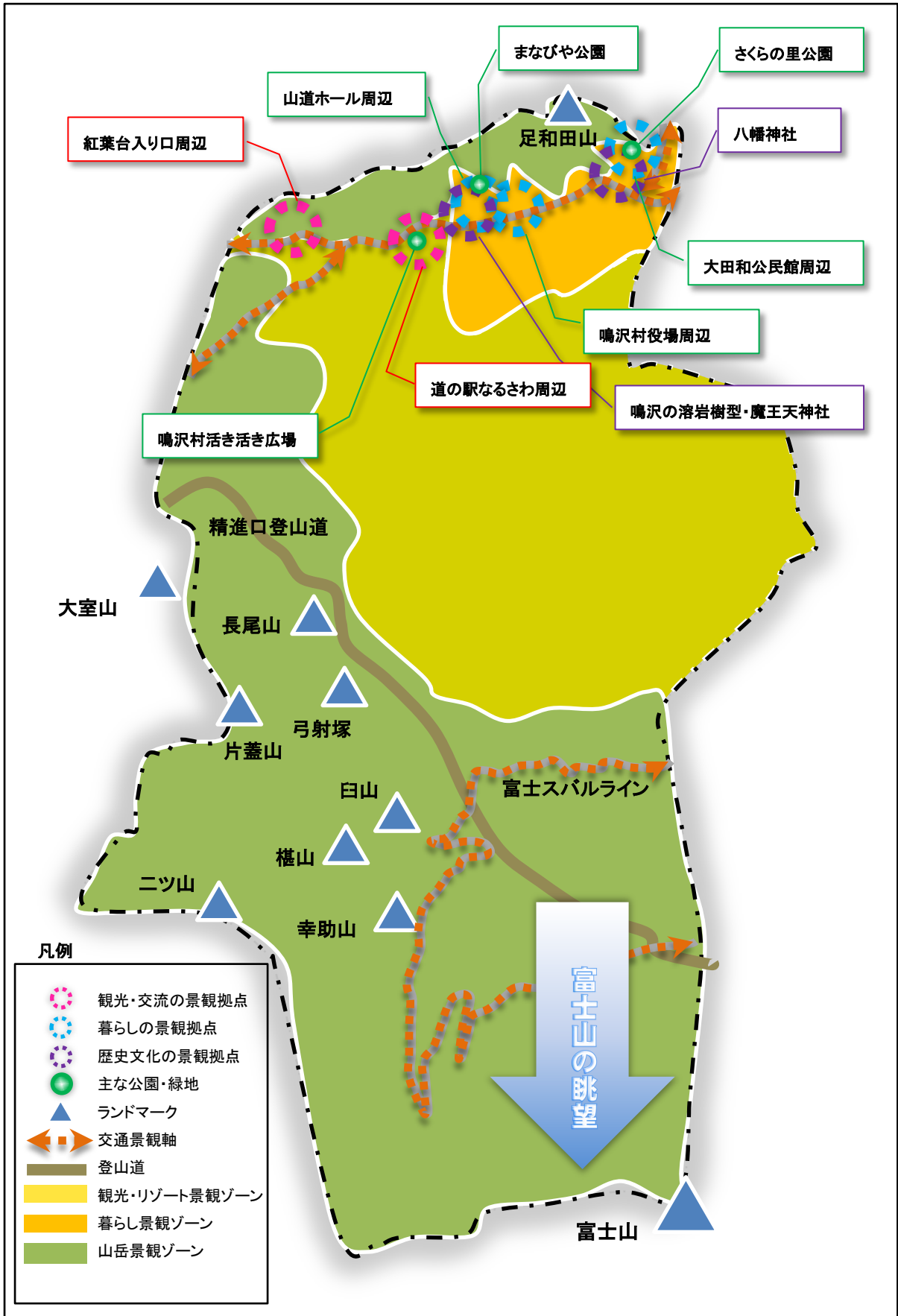
●多彩で魅力的な景観拠点を育み・創出します

景観イメージを牽引する風景資産や観光・交流の場、暮らしの拠点などを、景観形成を推進する先導的な役割を担う拠点として周辺景観との調和を図りながら景観の質を高めていくことを目指します。

■鳴沢村の景観構造の設定



■鳴沢村が目指す景観構造



2. 景観形成方針

景観形成の基本理念、目標などを踏まえ、本村全体の景観形成の指針となる基本的な方針を次のように設定します。

■景観形成方針

(1) 富士山の眺望景観の保全及び活用

富士山の眺望景観は本村を代表する景観として重要な役割をもっており、富士山の眺望を保全、活用するために次のような取り組みを図ります。

- ・ 既存眺望場所の改善、新規眺望場所の創出
- ・ 自然公園法や本計画の景観形成基準に基づいた開発の抑制、建築物や工作物等の適正な規制

(2) 富士北麓の豊かな自然景観の保全

富士山の眺望以外にも青木ヶ原樹海や足和田山など、本村の景観特性である豊かな自然景観を形成している自然資源を保全するために次のような取り組みを図ります。

- ・ 自然公園法や文化財保護法、森林法、本計画の景観形成基準に基づいた森林の保全・整備、開発の抑制、建築物や工作物等の適正な規制

(3) 自然景観を活かした観光・交流の推進

富士山の眺望や美しい自然景観を損なわず、来訪者にとって魅力ある観光地にするために次のような取り組みを図ります。

- ・ 観光拠点の景観の向上
- ・ 自然や景観に配慮した施設整備を推進
- ・ 主要な観光ルートとなっている骨格的な道路（風景回廊）の景観の向上
- ・ 魅力的な周遊ルートの創出

(4) 自然景観と暮らしの調和

富士山や豊かな自然景観と農山村風景の調和を図り、富士山の景観を損なわないように次のような取り組みを図ります。

- ・ 公共施設等の景観を向上
- ・ 身近な景観資源（生け垣、蔵、道祖神など）の保全及び活用

(5) 固有の歴史・文化的な景観の保全及び活用

神社や道祖神、溶岩樹型など歴史・文化的な資産は、地域の成り立ちや歴史・文化を知る大切な資源です。その価値や魅力を再確認し、資源の保全と景観的顕在化に努めるために次のような取り組みを図ります。

- ・ 資産の保全及び周辺環境の整備

3. 景観形成推進ゾーンの方針

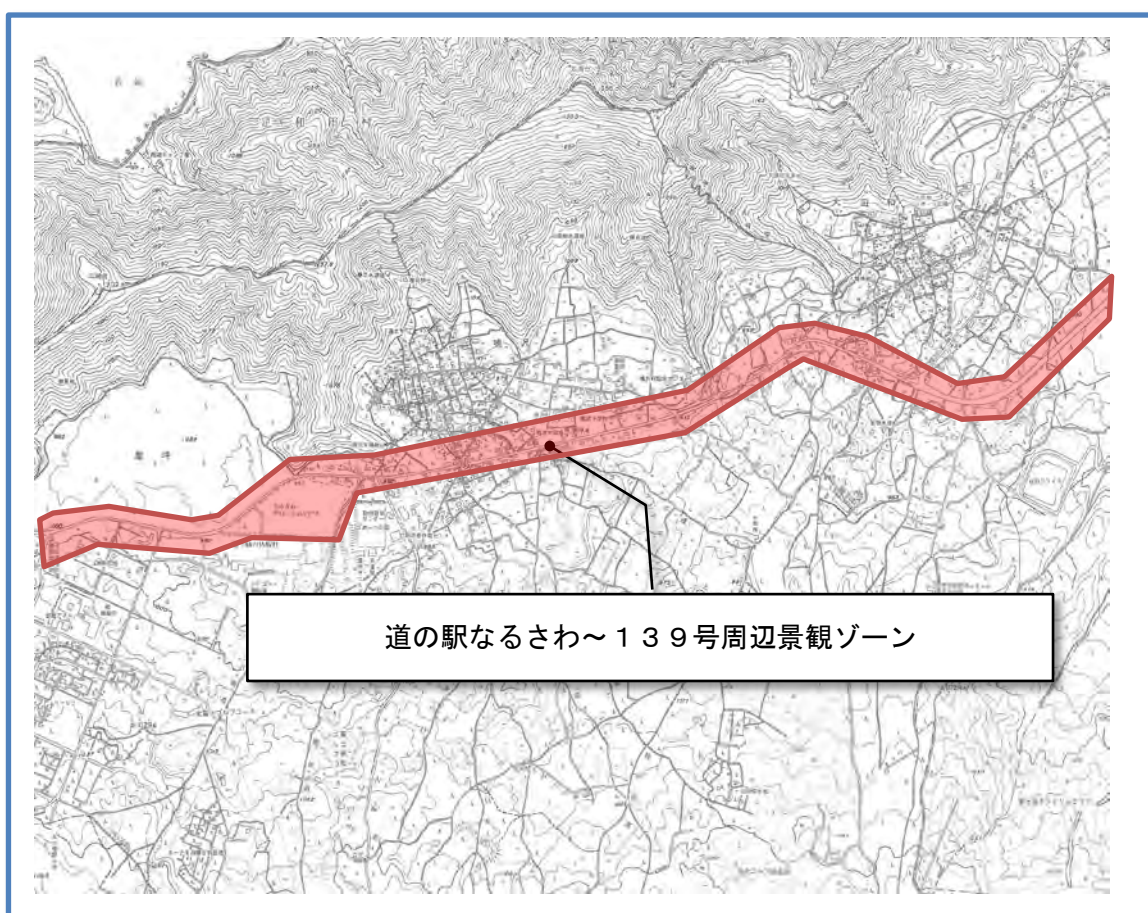
(1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観形成方針に基づいた景観づくりを効果的に進めるためには、景観形成上重要なところから重点的に推進し、取り組みの成果が目に見えるようにしていくことが重要です。

このため、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから無理のない着実な取り組みを進めていきます。ここでは、以上の考え方にに基づき、次に示す1カ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて順次追加を検討していきます。

■景観形成推進ゾーン選定の考え方

- 村や地域の拠点となっているところで、シンボルとして良好な景観形成が不可欠なところ
- 際だった景観的特徴と高い資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いところ
- 地域住民による主体的な景観づくりの取り組みが行われているところ など



(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針

●道の駅なるさわ～国道139号周辺景観ゾーン

■特性と課題

道の駅なるさわは、富士山を一望できる展望台があり眺望景観に優れており、多くの観光客を集める観光の拠点となっています。国道139号においても、多くの来訪者が利用し、多くの商業施設が並ぶ主要道路となっております。

本村を代表する観光・交流ゾーンにふさわしい拠点とするため、富士山の眺望を活かした魅力ある景観形成が望まれます。

■景観形成の目標

観光・交流拠点として、富士山の眺望を活かした景観づくりを目指します。

■景観形成方針

○道の駅なるさわ周辺の整備

道の駅なるさわの機能充実など観光拠点としての魅力向上を図ります。

建築物等の修景を行い、富士山などの自然景観との調和を図ります。

○国道139号周辺の適切な景観誘導

屋外広告物、照明等の適切な規制・誘導、電柱の地中化など富士山の眺望を阻害する要因の改善を図ります。



▲道の駅なるさわ展望台からの眺望

第3章

良好な景観形成のための行為の制限

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 行為の制限に関する基本的な方針

(1) 基本的な考え方

住宅地、集落地などのまちなみ景観、畑、樹園等の農村景観などは、個々の建築行為や土地の開発行為がひとつひとつ積み重なって形成されていくものです。良くも悪くも、これらの行為の積み重ねが、地域の景観に大きな影響をもたらします。

富士山の眺望、豊かな自然、地域固有の景観を維持・保全し、鳴沢村らしい良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、自然景観や特色ある地域景観と調和し、整序感あるものにしていくことが必要です。

このため、本村ではまず村全体を対象とする行為制限事項を定め、景観行政をスタートさせていきます。

村全体の行為制限については、地域特性に応じた良好な景観形成を図る観点から、景観計画区域（村全域）を2つの「景観形成地域」に区分し、景観形成地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築物等を制限することにより、良好な景観形成を促進します。

また、本村は全域が国立公園区域に指定されており、自然公園法に基づき詳細かつ厳しい行為制限がされています。このため、景観法に基づく手続きと自然公園法に基づく手続きができるだけ重複しないよう手続きの適切な役割分担を図ります。

その他、次のような各種法や条例に基づく土地の開発や建築行為等に関して一定の制限がされており、これらの法令との連携や整合を図ります。

○自然公園法、森林法、農地法など

○山梨県の条例（山梨県自然環境保全条例、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例など）

(2) 景観計画で定める事項

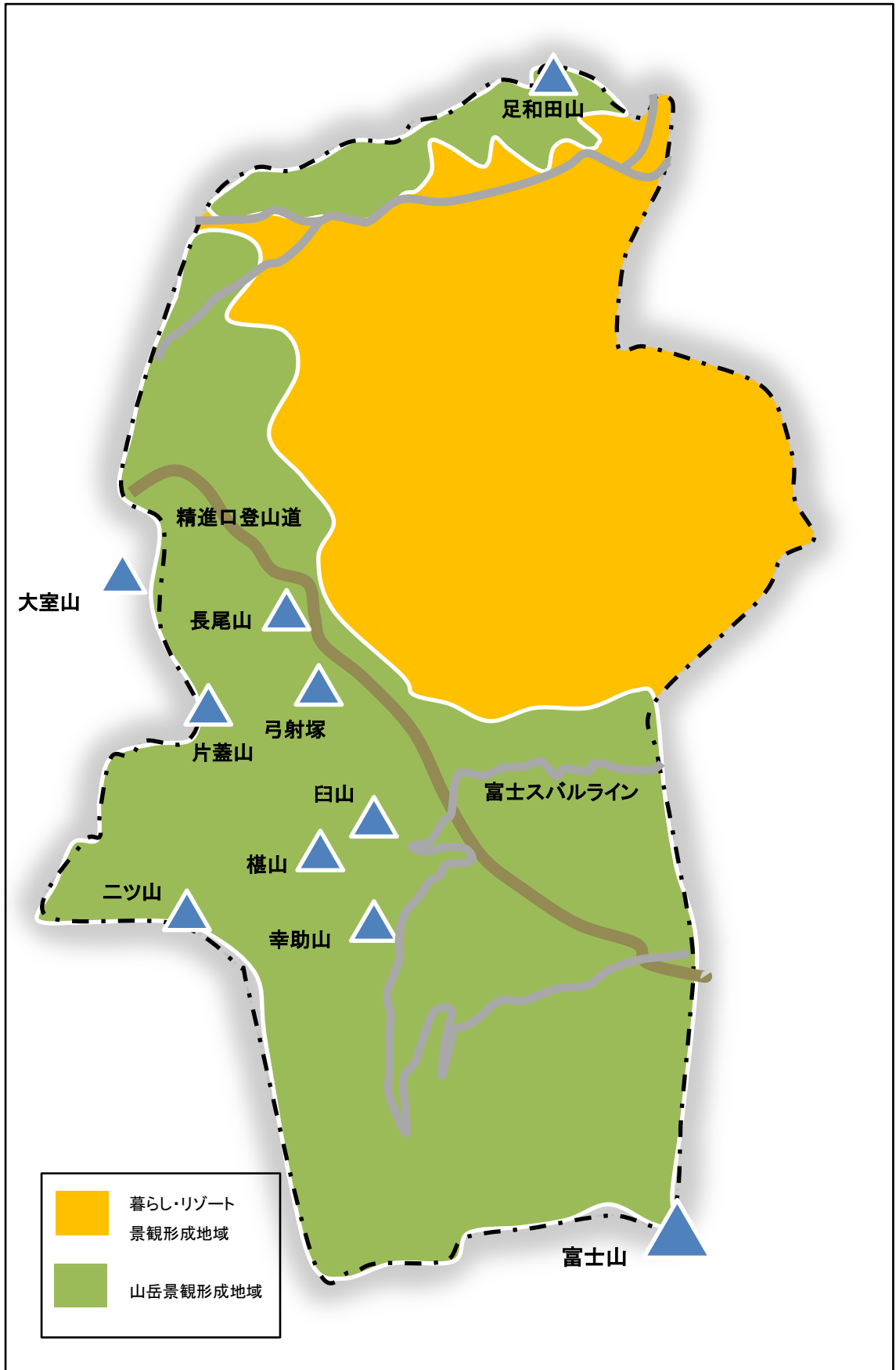
①景観形成地域

本村の景観形成地域の設定にあたっては、前述した基本的な考え方に基づいて、前章の景観構造で示した3つの景観ゾーンを基本に、景観の同質性や今後の効果的かつ円滑な制度の運用等を考慮し、次の2つの景観形成地域を設定します。

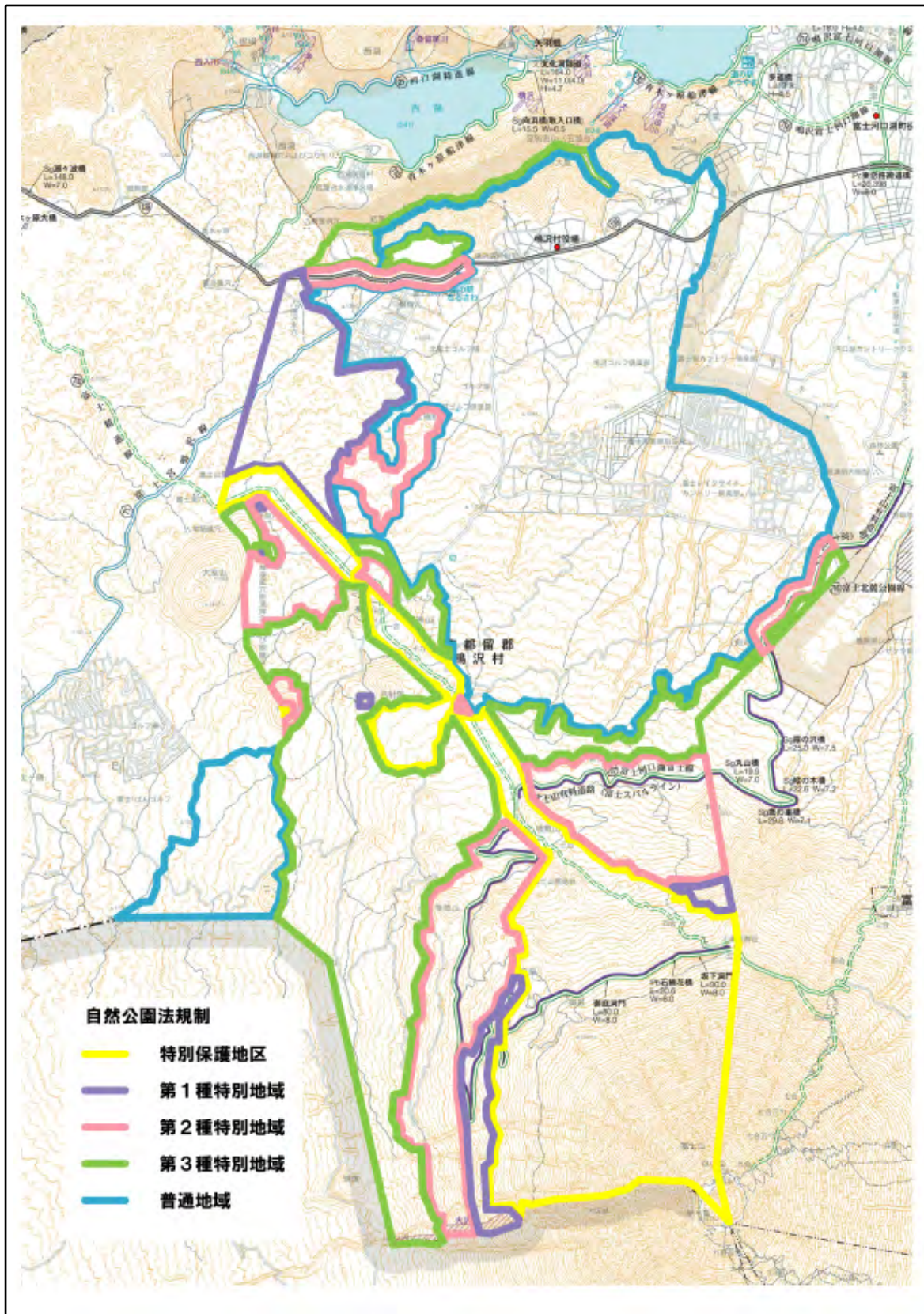
■景観形成地域

区分	景観ゾーン	地域の特徴
暮らし・リゾート 景観形成地域	暮らし景観ゾーン 観光・リゾート景観ゾーン	国道139号沿いに広がる集落、高原野菜用畑が中心の農地、別荘地、ゴルフ場、スキー場などの観光施設を有するゾーン。 富士山をはじめとした豊かな自然景観との調和が求められています。
山岳景観形成地域	山岳景観ゾーン	富士山、足和田山、青木ヶ原樹海を中心とした豊かな自然環境を有する森林ゾーン。 本村の景観の骨格を形成する重要な自然資源として、富士山の眺望、森林景観の維持・保全が求められています。

■ 景観形成地域の区分



■鳴沢村における自然公園法規制図



②行為の制限事項（届出対象行為と景観形成基準）

本計画では、2つの景観形成地域ごとに「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■計画に定める行為の制限事項

■届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

■景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項（景観形成基準）を定めます。

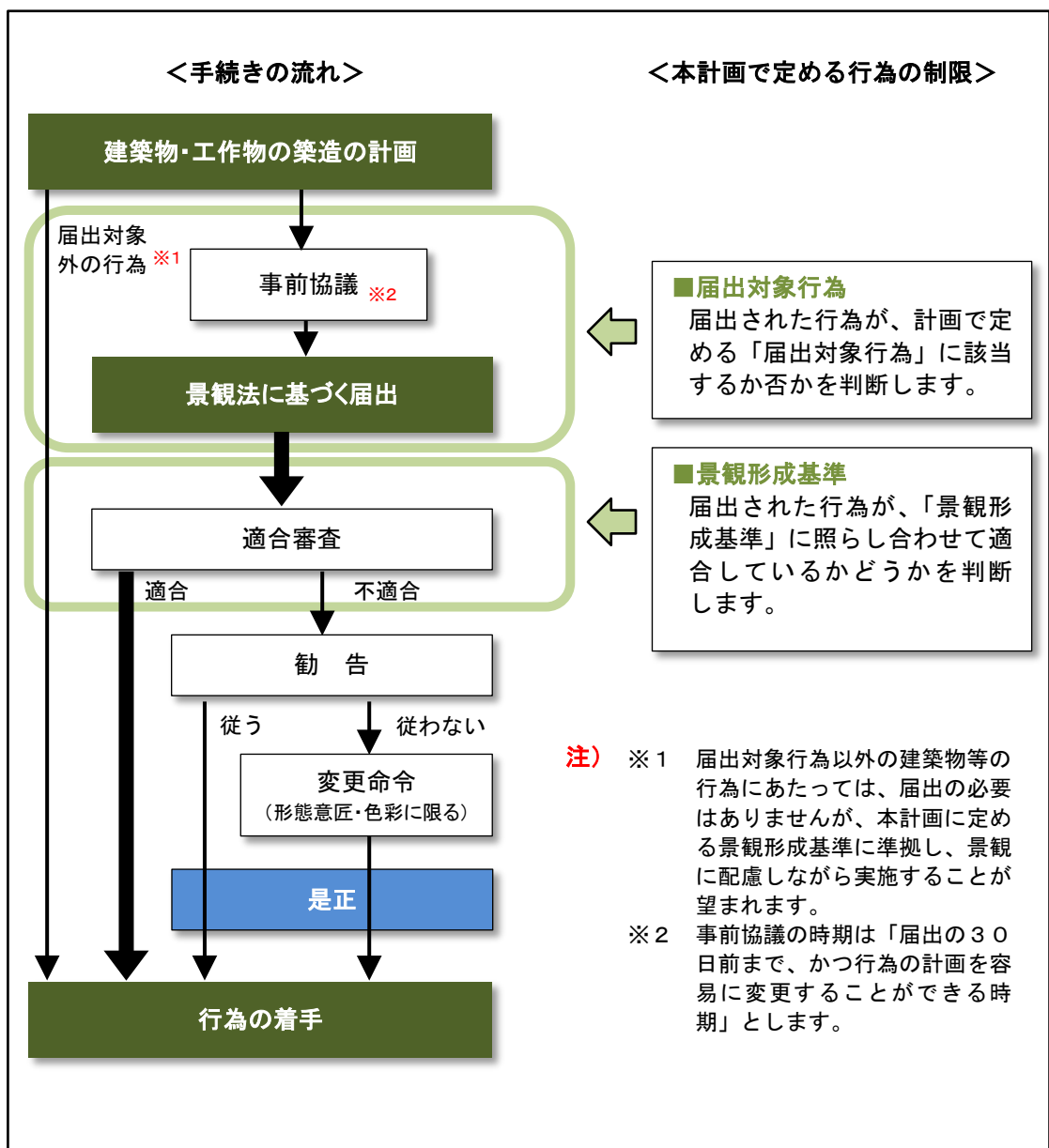
③届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ鳴沢村に届出を行い、村が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることとなります。

村は届出が提出された行為の内容を景観形成基準に照合し、助言や指導を行うこととなります。また、不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告するとともに、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は変更命令を行うこととなります。

なお、全ての届出行為について、届出の前に、村と事前協議を行う必要があります。

■行為の届出手続きの流れ



(3) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針

景観形成方針に基づき、本村における建築物等の行為制限に関する基本的な方針を、次のように定めます。

①共通の方針

- 建築物等の行為に際しては、美しい自然景観や優れた眺望景観、本村固有の豊かな景観を損なうことのないよう最大限配慮するとともに、地域の景観特性を尊重し、地域景観と調和した景観形成を図ります。
- 景観形成推進ゾーンをはじめ「景観形成上重要な地域や場所」※については、良好な景観や眺望を損なわないよう十分な配慮を行います。

注) ※ 景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを想定しています。

②景観形成地域別の方針

■暮らし・リゾート景観形成地域

- 幹線道路沿道の商業施設等については、賑わいやおもてなしを演出するデザインを工夫するとともに、富士山の眺望景観への配慮と、周辺の自然景観との調和に十分配慮します。
- 集落地、別荘地については、周辺の農村景観と自然景観の調和に配慮し、落ち着いた形態意匠、色彩を工夫します。
- 富士山の眺望景観を損なわないよう、建築物の高さ、形態意匠、色彩等に特段の配慮をします。また、眺望に優れている地域であることを念頭に、良好な眺望場所からの眺望域についても、眺望景観を損なわないよう特段の配慮をします。
- 歴史文化資源のあるところでは、歴史文化的景観と調和した素材の活用、落ち着いた色彩の使用など、周辺も含めた歴史文化的景観のもつ価値や雰囲気を損なわないよう努めます。

■山岳景観形成地域

- 富士山の眺望景観を損なわないよう、建築物の高さ、形態意匠、色彩等に特段の配慮をします。また、眺望に優れている地域であることを念頭に、良好な眺望場所からの眺望域についても、眺望景観を損なわないよう特段の配慮をします。
- 森林の伐採をできる限り抑え、やむを得ず伐採する場合も復元緑化や施設まわりに適切な緑化を施すなど、自然景観となじませる工夫をする。
- 森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、山並みや眺望景観を損なわないよう配慮するとともに、周辺の森林景観や自然景観の中で違和感を与えないよう十分に配慮します。周辺からの眺望対象にある行為地については、特に配慮します。

2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 暮らし・リゾート景観形成地域

①届出対象行為

景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに村長に届出が必要です。全ての届出対象行為について、あらかじめ村と協議を行う必要があります。

■届出の必要な行為の概要

【暮らし・リゾート景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増改築	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
	移転、外観の模様替え又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ3mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ20mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ15mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が、10㎡を超えるもの(ただし、床面積250㎡以下の住宅に設置する場合を除く)
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さが5mを超えるもの又は面積が1,000㎡を超えるもので、期間が90日間を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的としたもので、伐採面積が300㎡を超えるもの	

■届出が不要な行為について

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と村が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- 届け出を要する規模に満たない行為
- 自然公園法第10条の認可等を受けた公園事業の執行として行う行為、同法第20条又は第21条の認可等を受けて行う行為
- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または鳴沢村文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為
- 国又は地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）
- 非常災害のために必要な応急措置を行う行為

②景観形成基準

■建築物

届出対象行為項目		基準
建築物等の新築、増築若しくは色彩の変更	配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士山や周辺の山々の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 2 道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 3 周辺及び敷地内の建築物との調和に配慮する配置とする。 4 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。
	外観	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺や背景となる富士山との調和に努める。 2 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないよう配慮する。 3 周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や、周辺まちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 神社、舞殿等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3 屋根の形状は原則として勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の景観と調和するデザインを工夫する。 4 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまちなみ景観に調和した色調とする。 2 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
	材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。

届出対象行為項目		基準
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> 1 照明を設置する場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 1 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。 2 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に生かす。 3 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 4 建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、樹木の高さ及びその配置等に配慮する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 富士山などの優れた景観を有する場所の近隣にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。 2 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周辺を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。 3 自動販売機については周辺景観になじむように位置や色彩、デザインの工夫に努める。 	

■工作物

届出対象行為		基準
工作物	垣、さく、塀の類	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2 高さはできるだけ低くし、生垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これにより難しい場合は、これに準じる工夫をする。
	電柱、鉄塔、アンテナの類	<ol style="list-style-type: none"> 1 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2 色彩については、富士山の眺望、背景となる山並み景観、周辺のまちなみ景観に思慮した色調を用いる。 3 主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう、配置にあたっては特に配慮する。 4 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにする。 6 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 7 敷地内においては緑化に努めること。 8 優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置高さについて配慮すること。 9 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	<p>富士山の眺望や周辺の山並み、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2 高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ol style="list-style-type: none"> 3 形状、意匠は建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。
	太陽光発電設備の類	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳴沢村太陽光発電施設に関する景観形成基準による

■開発行為等

届出対象行為		基準
開発行為等	土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5 敷地内に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2 掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないように位置とする。 2 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
	木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹木の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 山岳景観形成地域

①届出対象行為

景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに村長に届出が必要です。全ての届出対象行為について、あらかじめ村と協議を行う必要があります。

■届出の必要な行為の概要

【山岳景観形成地域】

行為		届出の対象	
建築物	新築、増改築	高さ10mを超えるもの又は建築面積10㎡を超えるもの	
	移転、外観の模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積10㎡を超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		太陽光発電設備の類	モジュールの合計面積が、10㎡を超えるもの(ただし、床面積250㎡以下の住宅に設置する場合を除く)
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さが1.5mを超えるもの又は面積が100㎡を超えるもので、期間が90日間を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的としたもので、伐採面積が300㎡を超えるもの	

■届出が不要な行為について

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と村が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- 届け出を要する規模に満たない行為
- 自然公園法第10条の認可等を受けた公園事業の執行として行う行為、同法第20条又は第21条の認可等を受けて行う行為
- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または鳴沢村文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為
- 国又は地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）
- 非常災害のために必要な応急措置を行う行為

②景観形成基準

■建築物

届出対象行為		基準								
建築物等の新築、増築若しくは色彩の変更	配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士山や周辺の山々の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 2 道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 3 周辺及び敷地内の建築物との調和に配慮する配置とする。 4 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。 								
	外観	<table border="1"> <tr> <td>規模</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺や背景となる富士山との調和に努める。 2 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないよう配慮する。 3 周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 </td> </tr> <tr> <td>形態意匠</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や、周辺まちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 神社、舞殿等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3 屋根の形状は原則として勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の景観と調和するデザインを工夫する。 4 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。 </td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまちなみ景観に調和した色調とする。 2 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 </td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。 </td> </tr> </table>	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺や背景となる富士山との調和に努める。 2 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないよう配慮する。 3 周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や、周辺まちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 神社、舞殿等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3 屋根の形状は原則として勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の景観と調和するデザインを工夫する。 4 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。 	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまちなみ景観に調和した色調とする。 2 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 	材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺や背景となる富士山との調和に努める。 2 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、富士山や周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないよう配慮する。 3 周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 								
	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や、周辺まちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 神社、舞殿等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3 屋根の形状は原則として勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の景観と調和するデザインを工夫する。 4 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。 								
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまちなみ景観に調和した色調とする。 2 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 								
材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。 									
形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、富士山の眺望や、周辺まちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 神社、舞殿等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3 屋根の形状は原則として勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺の景観と調和するデザインを工夫する。 4 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。 									
色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる富士山や周辺の森林等の自然景観、周辺のまちなみ景観に調和した色調とする。 2 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。 									
材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 2 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。 									

届出対象行為		基準
	屋外照明	<ol style="list-style-type: none"> 1 照明を設置する場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2 商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮する。 2 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に生かす。 3 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 4 建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、樹木の高さ及びその配置等に配慮する。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士山などの優れた景観を有する場所の近隣にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。 2 屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周辺を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。

■工作物

届出対象行為		基準	
工作物	工作物の新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2 高さはできるだけ低くし、生垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これにより難しい場合は、これに準じる工夫をする。
		電柱、鉄塔、アンテナの類	<ol style="list-style-type: none"> 1 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2 色彩については、富士山の眺望、背景となる山並み景観、周辺のまちなみ景観に思慮した色調を用いる。 3 主要な眺望場所からの眺望の妨げにならないよう、配置にあたっては特に配慮する。 4 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにする。 6 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 7 敷地内においては緑化に努めること。 8 優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置高さについて配慮すること。 9 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	<p>富士山の眺望や周辺の山並み、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2 高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ol style="list-style-type: none"> 3 形状、意匠は建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。
		太陽光発電設備の類	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳴沢村太陽光発電施設に関する景観形成基準による

■開発行為等

届出対象行為		基準
開発行為等	土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5 敷地内に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2 掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1 堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3 敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
	木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹木の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

第4章

景観資源等の魅力を高めるために

第4章 景観資源等の魅力を高めるために

1. 景観上重要な建造物や樹木について

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

（1）基本的事項

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、村内の建造物（建築物・工作物）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定※し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「鳴沢村景観審議会」の意見を聴くものとします。

注）※ 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。

今後、上記を指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については村長の許可が必要となります。

（2）指定に関する事項

①景観重要建造物（建築物、工作物）

地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることができ、建造物を次の指定基準に基づき「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。

■指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や建築的な価値を持ち、保全・継承の必要性の高い建造物
- 外観について優れたデザインをもち、村や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの村民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 今後の景観形成において手本となるような建造物

②景観重要樹木

地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることが
できる樹木を次の指定基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活
用を図ります。

■指定基準

- その樹容（樹高、樹形等）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの村民、観光客等に愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られ
ている樹木

2. 景観上重要な公共施設等について

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項（法第8条第2項第4号口関係）

（1）基本的事項

道路や公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然環境
や地域の風景と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能とな
ります。

このため、景観形成上特に重要な公共施設について「景観重要公共施設」に指定し、
景観に配慮した整備を推進します。

（2）指定に関する事項

景観形成上特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共
施設」として指定します。

本村の主要道路であり、多くの村民、観光客が利用し、村の景観形成における重要
な4つの道路（国道139号、県道富士宮鳴沢線、県道鳴沢富士河口湖線、富士スバ
ルライン）について、公共施設管理者との協議を行い、同意を得たため「景観重要公
共施設」（景観重要道路）として指定し、その周辺の自然環境と調和した整備を行うこ
とで、良好な景観形成を図ります。

今後の「景観重要公共施設」の指定にあたっては、公共施設管理者と協議を行い、
同意を得るとともに、「鳴沢村景観審議会」の意見を聴くものとします。

■指定基準

- 多くの村民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
- 優れた眺望を有する公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物

注） 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物と
して指定します。

■景観重要公共施設

景観重要道路	区 間
①国道 139 号	富士河口湖町西境～富士河口湖町東境
②県道富士宮鳴沢線	富士五湖消防署西部出張所～富士河口湖町境
③県道鳴沢富士河口湖線	大田和交差点～富士河口湖町境
④富士スバルライン	富士河口湖町境 ～ 富士山 5 合目

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針に基づき、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分	整備方針の考え方
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な眺望景観、自然景観、周辺の地域景観に配慮した道路の整備 (交通安全施設、街灯、舗装、法面、擁壁・排水施設等の構造物など) ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識等の設置

■景観重要道路の個別整備方針

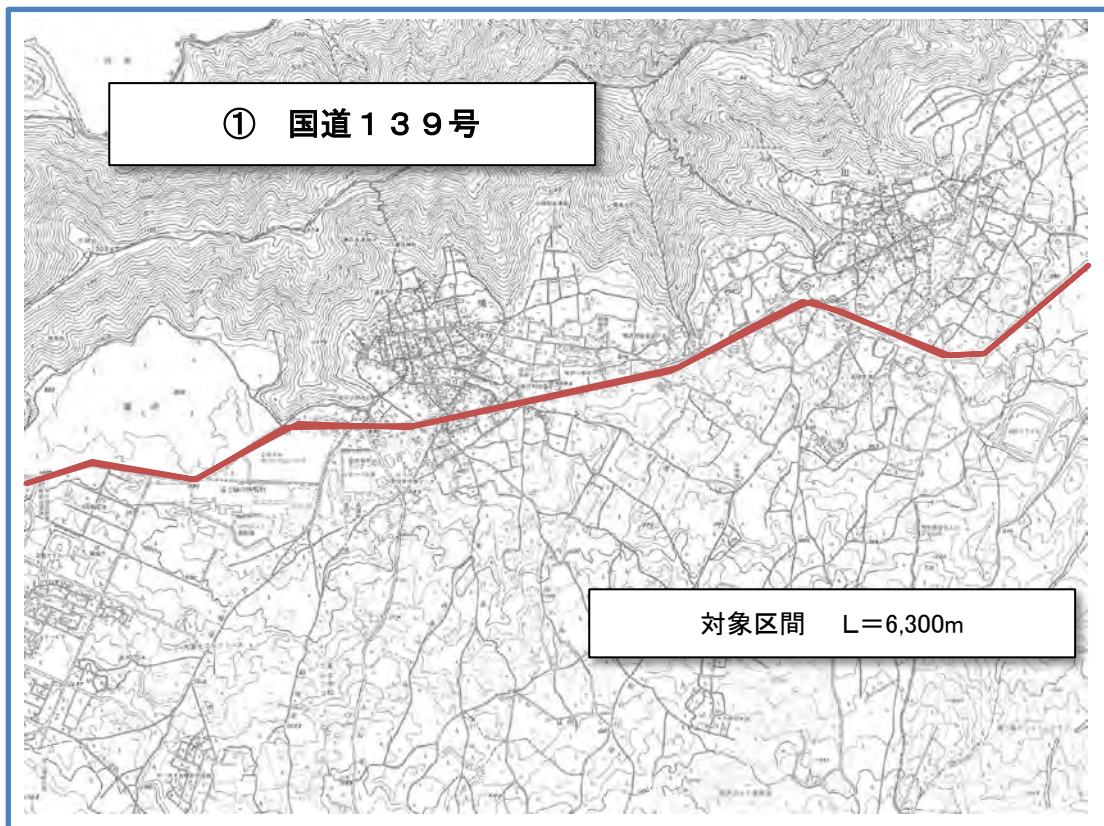
①国道139号

■区 間

富士河口湖町西境～富士河口湖町東境

■整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観を妨げないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。
- 電線類が集落内や富士山眺望に影響を及ぼす箇所については、歩道設置等の改良工事を行うなどの際、眺望景観確保のため電線類地中化に努める。



② 県道富士宮鳴沢線

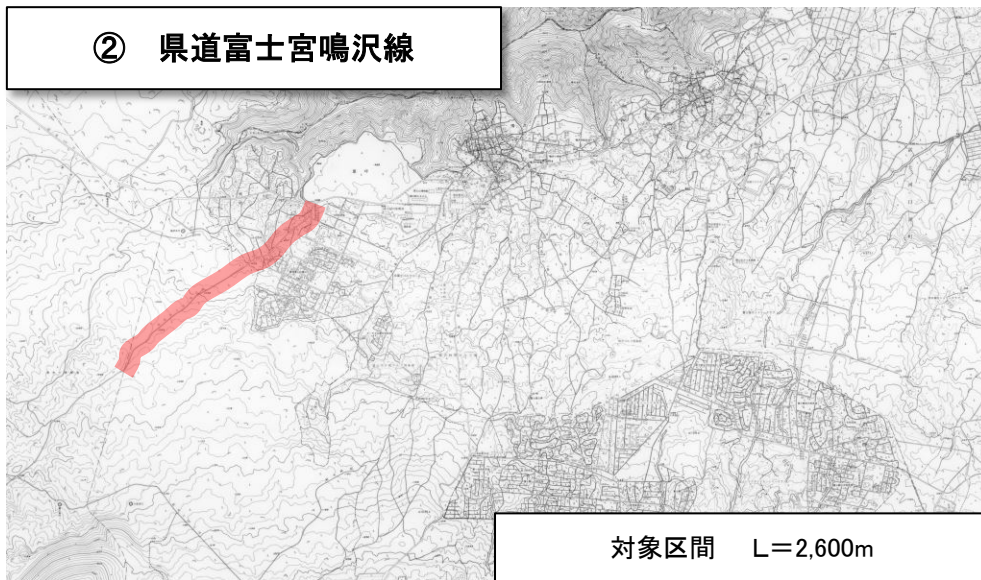
■ 区 間

富士五湖消防署西部出張所～富士河口湖町境

■ 整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。

② 県道富士宮鳴沢線



③ 県道鳴沢富士河口湖線

■ 区 間

大田和交差点～富士河口湖町境

■ 整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないよう、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑さが確保できる範囲で、周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の、形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。
- 大田和交差点付近については、富士山眺望の確保のため、電線類地中化に努める。

③ 県道鳴沢富士河口湖線



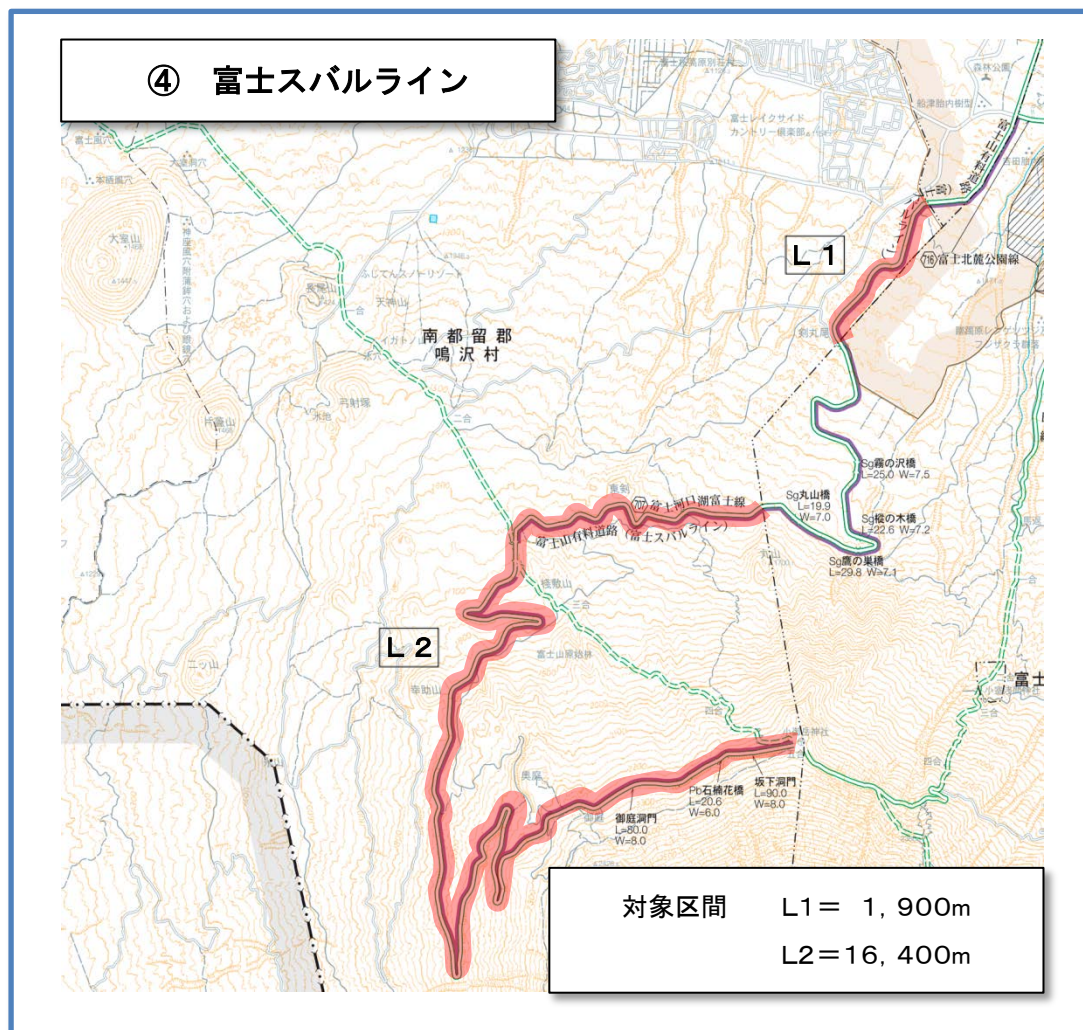
④富士スバルライン

■区 間

富士河口湖町境 ～ 富士山5合目

■整備方針

- 防護柵の改修及び新設時には、眺望景観をさまたげないように、透過性に優れるパイプ式またはロープ式を基本とし、パイプ及び支柱は景観に配慮した色とする。また、林間部においては、樹木との調和に優れる木製防護柵の採用も検討する。
- 信号機柱、標識柱の色は改修及び新設時に景観色の使用を検討する。
- 道路標識の大きさ及び設置位置については、交通の安全と円滑さが確保できる範囲で周辺の景観との調和及び富士山眺望に配慮する。
- 切り土、土留めの壁等を施工する場合の形式及び意匠、自然と調和した材料の使用、緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。



(4) 占用許可等の考え方

道路などの景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要ですが、本計画では、これに加えて景観重要公共施設の良好な景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

なお、景観計画区域が指定される以前の既存の工作物等、または地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■ 占用許可等の基準の考え方

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による	工作物形態・意匠については、富士山などの自然景観・眺望景観、周辺の地域景観との調和に配慮する

3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

(1) 基本的事項

適切な屋外広告物は、村民や観光客等に多くの情報を与え、観光地などに賑やかな印象やおもてなし感を与えるなどの効果があります。

一方、近年、幹線道路沿道沿等を中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出もみられ、良好な景観を阻害する要因ともなっています。

現在、本村における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については「山梨県屋外広告物条例」に基づく規制が実施されています。特に本村の国道139号沿いについては、富士山周辺地域の景観を保全し、より良い景観づくりを目指す必要があることから、平成27年4月1日より景観保全型広告規制地区に指定され屋外広告物の基準が強化されています。

(2) 行為の制限に関する事項

現在、屋外広告物の規制は「山梨県屋外広告物条例」により規制されており、県の適切な指導により、徐々に修景されております。

本村では、村民、事業者等へ「山梨県屋外広告物条例」を遵守するよう啓発活動に努めます。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画及び屋外広告法に基づく村独自の「(仮称)鳴沢村屋外広告物条例」制定を目指してまいります。

鳴沢村独自で定める事項

- ・眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

第5章

景観計画の推進に向けて

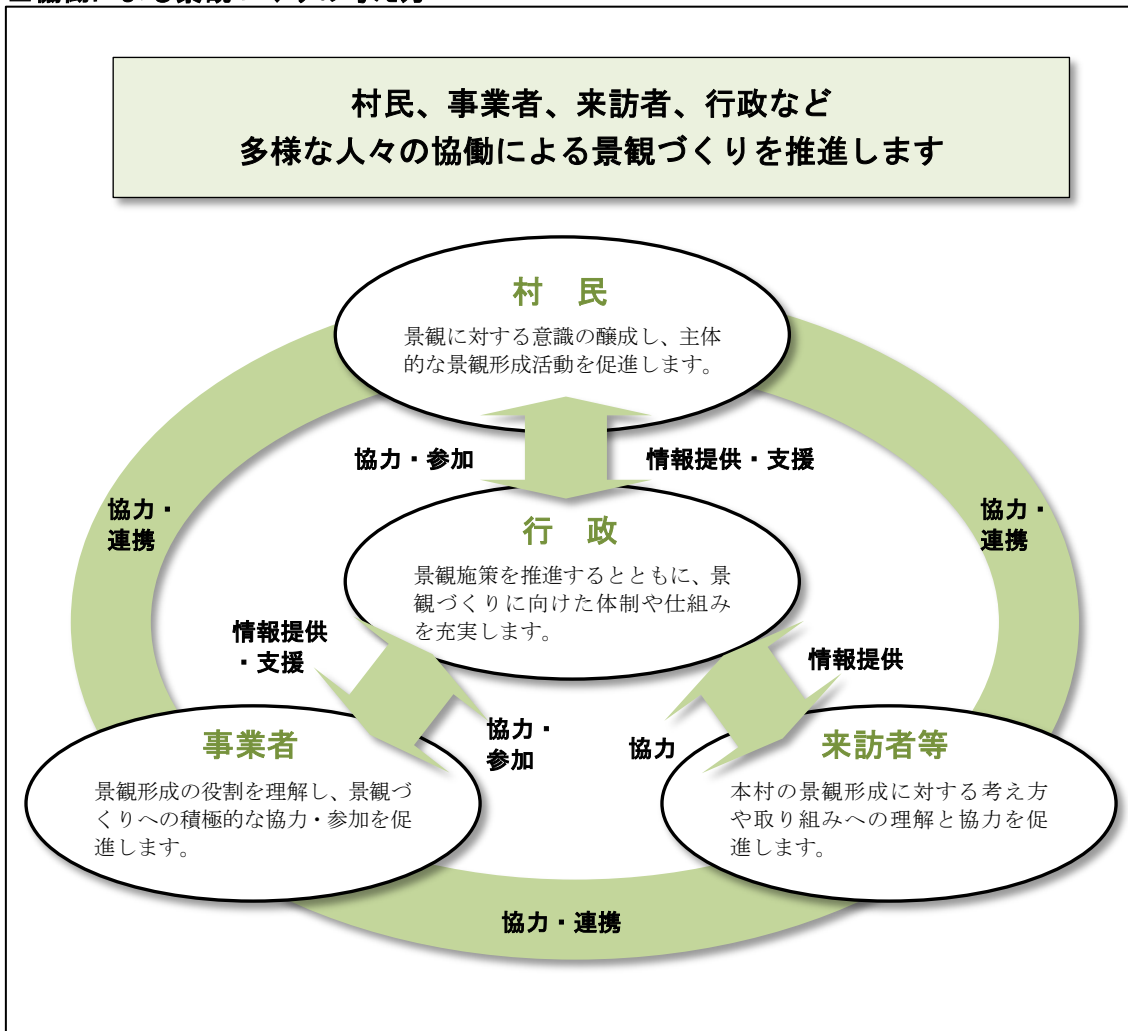
第5章 景観計画の推進に向けて

1. 協働による景観づくりの考え方

良好な景観づくりは、行政をはじめ、村民、事業者、観光客等の来訪者など、本村の景観づくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。

そのため、一人ひとりが鳴沢村の財産である景観の価値や魅力を再認識し、村民、事業者、来訪者、行政などが本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有し、お互いの役割を認め合い、多様な主体相互のパートナーシップを重視した協働による景観づくりを推進していきます。

■協働による景観づくりの考え方



■各主体の役割

●村 民

- ・村民は、景観形成の主役です。景観に関する理解を深め、景観に配慮します。
- ・自分たちの住む地域の景観の質を高めるよう、自らできることを自発的に進め、村民主体の景観形成活動に積極的に取り組みます。

●事業者

- ・それぞれの事業活動を通して、何らかの形で景観形成に関与していることを認識します。
- ・景観形成の担い手として積極的な景観形成に努めるとともに、景観施策へ協力・参画を行います。

●来訪者等

- ・本村の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力、マナーの向上に努めます。

●行 政

- ・本計画に基づき、良好な景観形成に向けた施策を率先して推進し、施策の実効性を高めるよう努めます。
- ・協働による景観形成を積極的に推進するため、啓発活動や情報提供、村民の自発的な景観形成活動への支援、行政の推進体制の充実に努めます。

2. 景観計画の推進に向けた施策

(1) 景観に対する村民等の意識の醸成

①景観に対する啓発活動の推進

本村の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの村民、事業者、来訪者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、景観に関するシンポジウム・講演会等の開催など、啓発活動の充実を図ります。

②景観に関する情報の提供

本村の景観に関する情報を村民、事業者、来訪者等が容易に入手できるよう、本村ホームページによる情報発信に努めます。

③表彰制度の検討

本村の景観形成に寄与すると認められる優れた取り組み等について「(仮称)景観表彰制度」の創設を検討します。

(2) 行政の体制や仕組みの充実

①景観に関する行政窓口の充実

村民および事業者に対する相談や情報提供、景観に関わる届出・審査の事務処理等の行政窓口としての役割を担うとともに、関係部署との連絡調整等を行う景観に関する窓口機能の充実を図ります。

②職員の意識の向上と人材育成

専門的な知識や技術の取得、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観に対する取り組みへの職員の参加などにより、景観行政を担う職員の意識の向上と人材育成を推進します。

③公共施設による先導的な景観づくりの推進

公共建築物や道路、公園などの公共施設は、地域景観に及ぼす影響も大きく、良好な景観形成を先導する重要な役割を担っています。

本村の良好な景観形成を推進するためには、公共施設は景観整備のモデルとなるよう地域景観と調和した質の高い施設整備を推進します。

④景観アドバイザー制度の活用

村民の自発的な景観づくりや、公共事業に対して景観の専門家を派遣する「山梨県景観アドバイザー制度」の積極的な活用を図ります。

(3) 協働による先導的な景観づくりの推進

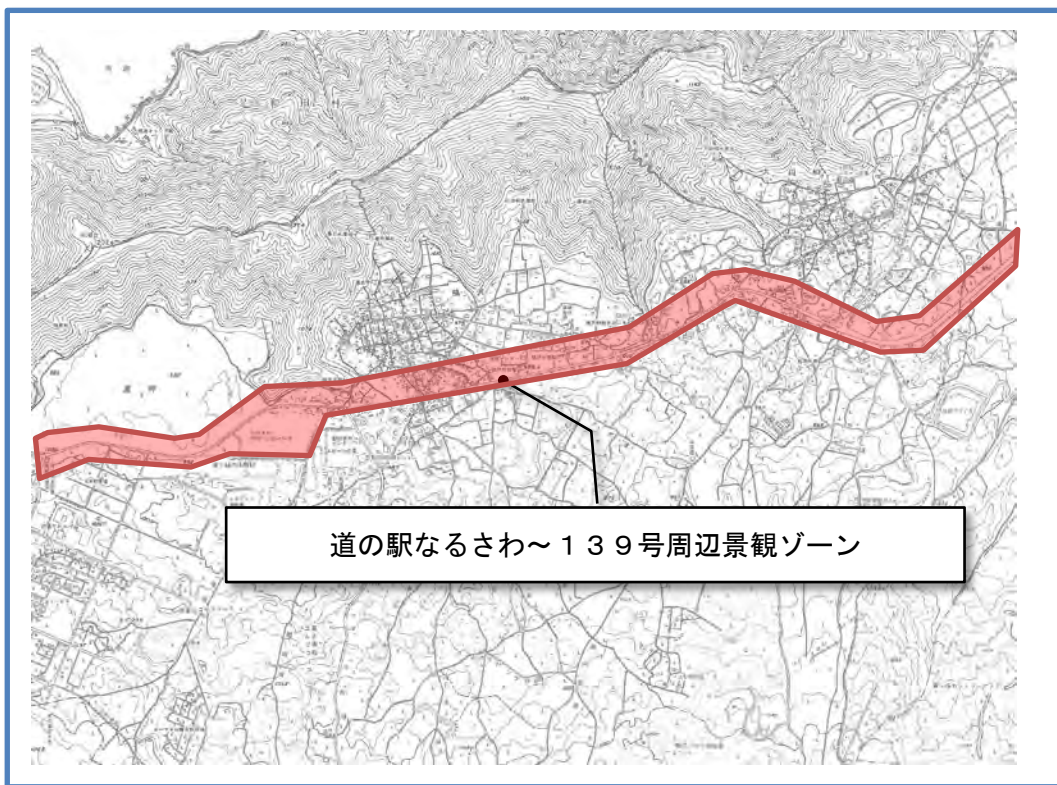
■「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画では、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきところとして1カ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しています。

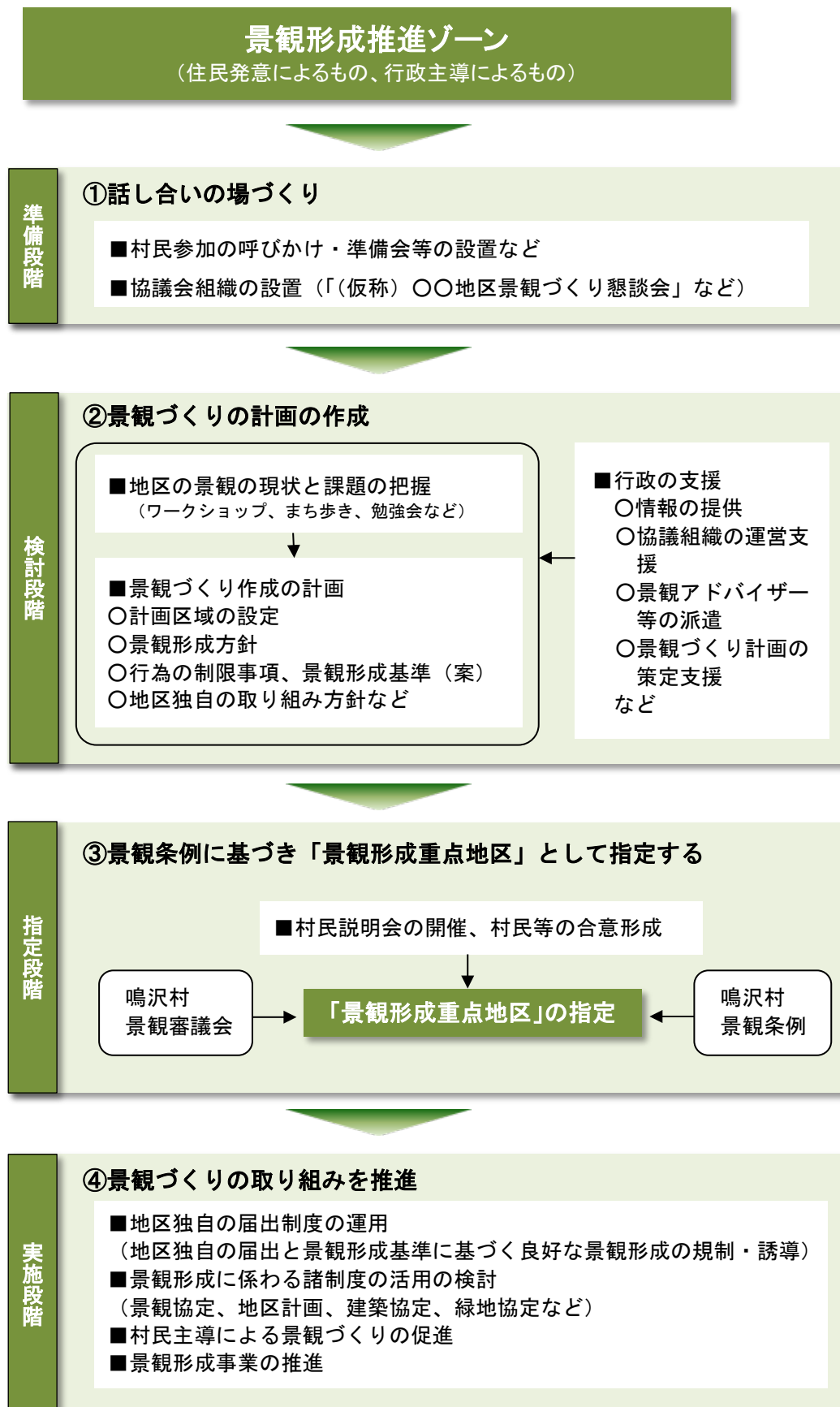
この「景観形成推進ゾーン」では、ゾーンごとの景観形成方針や行為制限（届出対象行為や景観形成基準）等の内容を定めた計画を作成します。この計画の内容について、村民等の合意形成が図られた段階で、鳴沢村景観条例に基づき「景観形成重点地区」の指定を行います。これにより、地区独自の届出や景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用など、重点的な景観づくりを推進していくものとします。

なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて追加を検討していくものとします。

■景観形成推進ゾーン（再掲）



■景観形成推進ゾーンの取り組みフロー



(4) 景観計画の見直し

鳴沢村景観計画は、社会情勢や経済状況等の変化、土地利用の変化等を的確にとらえながら、必要に応じて内容を見直し、改訂していきます。

本村における景観づくりは、村民等の理解と協力を仰ぎながら協働のもとで進めることを重視していることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を講じていくことも必要です。

また、景観行政は、景観施策だけで実現していけるものではなく、建設部署、農政部署など多様な部署との連携により総合行政として取り組み、適正な景観誘導と景観的な配慮を図ります。